

京都市醍醐交流会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月28日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第152号

京都市醍醐交流会館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市醍醐交流会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「第4条」を「第5条」に、「市長」を「条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改め、同条第2号中「市長」を「指定管理者」に改める。

第3条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「第7条ただし書」を「第8条ただし書」に改め、「の各号」を削る。

第6条中「第8条」を「第9条」に改める。

第7条中「第9条第1項」を「第10条第1項」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

別表備考2中「相当する額」の右に「(当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額(当該額がこの表に掲げる使用料の額を超えるときは、当該使用料の額))」を加え、「。この場合において、当該金額が100円未満であるときはこれを100円とし、当該金額に100円未満の端数があるときはこれを切り上げる」を削る。

第1号様式注以外の部分中「京都市長」を「指定管理者」に、「第4条」を「第5条」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(都市計画局都市企画部都市総務課)